2020年3月19日

(下線部分変更)

改正案

現 行 仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則

暗号資産交換業に係る暗号資産関係情報の管理体制の整備に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、会員が行う暗号資産の交換等 に係る取引について、暗号資産関係情報を 利用した不公正な取引を防止するため、社 内規則の制定その他の必要な措置を定める ことにより、会員における暗号資産関係情 報の管理体制等の整備を図ることを目的と する。

(定義)

第2条 本規則において、「暗号資産関係情報」とは、会員が取り扱う又は取り扱おうとする暗号資産又は当該会員に関する未公表(当該会員の行う取引の利用者(以下「利用者」という。)の全てが容易に知りうる状態に置かれていないことをいう。)の重要な情報であって、利用者の暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるものをいう。

2 本規則における「情報取得者」とは、利用者 からの申告又は会員が入手した情報により、 暗号資産関係情報を保有する者として特定さ れた者をいう。

(削除)

第1章 総則 (目的)

第1条

本規則は、会員が業務上取得する重要な情報に関して、当該情報を利用した不適正な取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、会員における仮想通貨関係情報の管理態勢等の整備を図るとともに、会員が取り扱う仮想通貨の内部関係者のみが知り得る重要な情報を利用した不適正な取引を未然に防止することによって、もって、仮想通貨市場の公正性及び利用者保護を図ることを目的とする。

(定義) 第2条

本規則における「仮想通貨関係情報」 とは、会員が現に取り扱い又は新規に取 り扱う仮想通貨(仮想通貨の指数を含 む。以下同じ。) に関する公表されてい ない会員及び他の仮想通貨取扱業者(国 内外、登録の有無を問わず、仮想通貨関 連取引を事業として行う者をいう。以下 同じ。)並びに次項で定義する内部者に 係る重要な情報であって、会員の利用者 の当該仮想通貨に係る取引判断(取引の 対象となる仮想通貨の種類、数及び価格 並びに売買又は交換の別、方法及び時期 についての判断又は証拠金取引の内容及 び時期についての判断をいう。)に著し い影響を及ぼすと認められる情報をい う。

- 2 本規則における「内部者」とは、会員が 取り扱う仮想通貨に関し、会員が業務上 知り得る範囲の情報に照らして、次の各 号に掲げる者であると判断される者をい う。
 - (1) 当該仮想通貨の発行者及び管理 者
 - (2) 前号の者の関係会社(「財務諸 表等の用語、様式及び作成方法 に関する規則」第8条第8項 に定める意味をいう。)
 - (3) 前二号に掲げる者の主要株主
 - (4) 第1号及び第2号に掲げる者の 役員
 - (5) <u>前号に掲げる者でなくなった後</u> 1年以内の者

- 3 本規則における「情報管理部門」とは、会員 が取得した暗号資産関連情報を統括して管理 する部門(暗号資産関連情報を営業所又は事 務所ごとに行う場合には、その責任者)をい う。
- --本規則における「受注管理部門」とは、「暗 号資産交換業に係る受注管理体制の整備に関 する規則 | 第3条第1項に定める受注管理部 門をいう。
- 本規則における取引審査部門とは、「暗号 資産交換業に係る不公正取引等の防止に関す る規則」第3条に定める取引審査部門をいう。

第2章 暗号資産関係情報の管理

(情報管理部門の設置等)

第3条 会員は、情報管理部門を設置し、 に適切な人員を配置しなければならない。

(削除)

- 会員は、暗号資産関連情報が適切に扱われ るように、当該情報に接する全部門に属す る役職員に対し、適宜、教育研修及び業務指 **蓮**等の実施に努めなければならない。
- 会員は、情報管理部門並びにその担当役員 を、暗号資産交換業に関わる営業部門及び 「暗号資産交換業に係る受注管理体制の整 備に関する規則」第3条に定める受注管理 部門から独立させるものとする。

(社内規則の制定等)

- 第4条 会員は、その業務に関して取得した暗号 資産関係情報の不適切な利用を防止するた め、次の各号に掲げる事項について規定し た社内規則を定めなければならない。
 - (1) 暗号資産関係情報に該当し得る情報の 類型及び範囲
 - (2) 暗号資産関係情報を取得した際の手続 に関する事項
 - (3) 暗号資産関係情報を取得した者におけ る暗号資産関係情報の管理に関する事

- 第4号に掲げる者の配偶者及 び同居者
- (7) 第1号及び第2号に掲げる者の 従業者

(新設)

第2章 仮想通貨関係情報の管理

(情報管理規則) 第3条

- 想通貨関係情報を統括して管理する部 (仮想通貨関係情報の管理を営業所又は 事務所ごとに行う場合はその責任者。以 下「情報管理部門」という。)を設置しな ければならない。
 - 会員は、その業務に関して取得した仮 想通貨関係情報を管理する業務(以下 「情報管理業務」という。)に携わる役 職員の業務適性を確認し、かつ、適切な 人員を情報管理部門に配置しなければな らない。
 - 会員は、情報管理業務が適切に行われ るように、当該業務に従事する役職員に 対し、適宜、教育研修及び業務指導等の 実施に努めなければならない。
 - 会員は、情報管理部門並びにその担当 役員を、仮想通貨関連取引に係る業務を 行っている部門のうち、業務上、仮想通貨 関係情報を取得する可能性が高い部門及 び「受注管理体制の整備に関する規則」第 3条に定める受注管理部門から独立させ るものとする。

(社内規則の制定)

会員は、その業務に関して取得した仮 第4条 想通貨関係情報の管理に関し、その情 報を利用した不適正取引が行われない よう、次の各号に掲げる事項について 規定した社内規則を定めなければなら ない。

(新設)

- (1) 仮想通貨関係情報を取得した際の手 続に関する事項
- (2) 仮想通貨関係情報を取得した者にお ける情報管理手続に関する事項

項

- (<u>4</u>) 情報管理部門の情報管理手続に関する 事項
- (<u>5</u>) 暗号資産関係情報の伝達手続に関する 事項
- (<u>6</u>) 暗号資産関係情報の抹消手続に関する 事項
- (7) 禁止行為に関する事項
- (8) その他会員が必要と認める事項
- 2 会員は、前項に定める社内規則及び本規則 の内容を遵守し、適正かつ確実に情報管理業 務を<u>実施するための社内管理体制</u>を構築し なければならない。

(暗号資産関係情報の取得時の取扱い等)

- 第5条 会員は、役職員がその業務に関して暗号 資産関係情報を取得したときは、直ちに、当 該役職員をして情報管理部門に報告させな ければならない。
 - 2 前項の規定により報告を受けた情報管理 部門は、当該役職員に対する<u>当該暗号資産</u> 関係情報の管理等に関する必要な指示その 他当該<u>暗</u>号資産</u>関係情報の適切な情報管理 のために必要な措置を講じなければならな い。

(暗号資産関係情報の管理)

- 第6条 会員は、その業務に関して取得した<u>暗号</u> <u>資産</u>関係情報を管理するための記録簿を作成し、保管しなければならない。
 - 2 会員は、その業務に関して取得した<u>暗号</u> 資産関係情報が記載された書類について、 他の部門から隔離して管理する等、当該暗 号資産関係情報が業務上不必要な役職員に 伝わらないよう適切に管理しなければなら ない。
 - 3 会員は、その業務に関して取得した<u>暗号資産</u>関係情報が記載された 電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、当該暗号資産関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう<u>適切に</u>管理しなければならない。

(暗号資産関係情報の第三者への伝達等)

- 第7条 会員の役職員は、自己または第三者の利益を図ることを目的として、その業務に関して取得した暗号資産関係情報を、第9条に基づいて利用者に公表する以外の方法により、第三者に伝達又は利用してはならない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、会員の役職員は、業務の適正かつ確実な遂行に必要な場合には、情報管理部門における責任者の承 <u>諾を得た上で、</u>当該暗号資産関係情報を第 三者に伝達し又は利用することができる。
 - 3 会員は、前項に基づき、業務上、第三者と の間で暗号資産関係情報を共有しなければ ならない場合には、当該第三者との間で暗

- (3) 情報管理部門の<u>明確化及びその情報</u> 管理手続に関する事項
- (4) <u>仮想通貨</u>関係情報の伝達手続に関す る事項
- (5) 仮想通貨関係情報の<u>消滅又は</u>抹消手 続に関する事項
- (6) 禁止行為に関する事項
- (7) その他会員が必要と認める事項
- 2 会員は、前項に定める社内規則及び本規則の内容を遵守し、適正かつ確実に情報管理業務を実施できる体制を構築しなければならない。

(仮想通貨関係情報の取得時の取扱い等)

- 第5条 会員は、役職員がその業務に関して<u>仮</u> 想通貨関係情報を取得したときは、直ち に、当該役職員をして情報管理部門に報 告させなければならない。
 - 2 前項の規定により報告を受けた情報管理部門は、当該役職員に対する当該仮想 通貨関係情報の管理等に関する必要な指示その他当該仮想通貨関係情報の適切な情報管理のために必要な措置を講じなければならない。

(仮想通貨関係情報の管理)

- 第6条 会員は、その業務に関して取得した仮 想通貨関係情報を管理するための記録簿 を作成し、保管しなければならない。
 - 2 会員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報が記載された書類について、他の部門から隔離して管理する等、当該仮想通貨関係情報が業務上不必要な役職員に伝わらないよう管理しなければならない。
 - 3 会員は、その業務に関して取得した<u>仮</u> 想通貨関係情報が記載された電子ファイ ルについて、容易に閲覧できない方法を とる等、当該<u>仮想通貨</u>関係情報が業務上 不必要な部門に伝わらないよう管理しな ければならない。

(仮想通貨関係情報の伝達)

- 第7条 会員の役職員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報を、第9条に基づいて利用者に公表する以外の方法により、第三者に伝達してはならない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、会員の役職員は、業務上必要な場合には、他の役職員 又はその他の第三者に対して、当該仮想 通貨関係情報の伝達を行うことができる。
 - 3 業務上、第三者との間で<u>仮想通貨</u>関係情報を共有しなければならない場合には、 当該第三者との間で<u>仮想通貨</u>関係情報の 漏えいを防止するための取り決めを図

<u>号資産</u>関係情報の漏えいを防止するための取り決めを図り、その適切な運用管理に努めなければならない。

(暗号資産関係情報の抹消等)

- 第8条 会員は、管理している暗号資産関係情報 が公表された場合等、当該情報を抹消すべ き状態にないかを定期的に確認しなければ ならない。
 - 2 会員は、管理している暗号資産関係情報が公表された場合又は当該情報に係る事象が発生しないことが明らかとなった場合その他暗号資産関係情報を抹消することが適当と客観的かつ合理的に判断できる場合には、当該暗号資産関係情報を抹消することができる。
 - 3 会員は、管理している暗号資産関係情報 の登録内容について変更がないか等、適宜 の見直しを行うものとする。

(暗号資産関係情報の利用者への公表)

- 第9条 会員が管理している<u>暗号資産</u>関係情報を利用者に公表する場合には、その概要をホームページに掲載する方法その他全ての利用者が閲覧できる方法によりこれを公表しなければならない。
 - 2 会員は、利用者に配布する資料について、 暗号資産関係情報の記載の有無を確認の 上、その結果を記録し、保存しなければなら ない。

(ニュース配信に関する留意事項)

第 10 条 会員は、<u>暗号資産</u>に関するニュース配信 サービスを提供する場合、情報管理部門に よる確認を経ずに<u>暗号資産</u>関係情報が配信 されることを防止<u>す</u>るために必要な体制 整備しなければならない。

第3章 禁止事項

(暗号資産関係情報の照会及び回答の禁止)

- 第 11 条 会員の役職員は、暗号資産関係情報について不正な情報追求や詮索を行ってはならない。
 - 2 会員の役職員は、<u>暗号資産</u>関係情報について不正な情報追求や詮索を受けたときは、回答してはならない。
 - 3 会員の役職員は、<u>前項</u>の追求や詮索を受けた場合は、速やかに情報管理部門に報告しなければならない。

(暗号資産関係情報を提供しての勧誘等の禁止)

第 12 条 役職員は、利用者に対して暗号資産関係 情報を提供又は利用して、暗号資産関連取 引の勧誘をしてはならない。

(自己売買の禁止)

第13条 会員は、その業務に関して取得した暗号 資産関係情報を利用して、自己の計算にお いて暗号資産関連取引を行ってはならな り、その適切な運用管理に努めなければならない。

(仮想通貨関係情報の抹消等)

- 第8条 会員は、管理している仮想通貨関係情報が公表されているか等、当該情報を抹消する状態にないかを定期的に確認しなければならない。
 - 2 会員は、管理している仮想通貨関係情報が公表された場合又は当該情報に係る事象が発生しないことが明らかとなった場合その他仮想通貨関係情報を抹消することが適当と客観的かつ合理的に判断できる場合には、当該仮想通貨関係情報を抹消することができる。
 - 3 会員は、管理している<u>仮想通貨</u>関係情報の登録内容について適宜の見直し<u>(一</u>部抹消等)を行うものとする。

(仮想通貨関係情報の利用者への公表)

- 第9条 会員が管理している仮想通貨関係情報 を利用者に公表する場合には、その概要 をホームページに掲載する方法その他全 ての利用者が閲覧できる方法によりこれ を公表しなければならない。
 - 2 会員は、利用者に配布する資料について、<u>仮想通貨</u>関係情報の記載の有無を確認の上、その結果を記録し、保存しなければならない

(ニュース配信に関する留意事項)

第 10 条 会員は、<u>仮想通貨</u>に関するニュース配信サービスを提供する場合、情報管理部門による確認を経ずに<u>仮想通貨</u>関係情報が配信されることを防止<u>する</u>態勢を整備しなければならない。

第3章 禁止事項

(仮想通貨関係情報の照会及び回答の禁止)

- 第 11 条 会員の役職員は、仮想通貨関係情報について不正な情報追求や詮索を行ってはならない。
 - 2 会員の役職員は、<u>仮想通貨</u>関係情報について不正な情報追求や詮索を受けたときは、回答してはならない。
 - 3 会員の役職員は、<u>第1項</u>の追求や詮索 を受けた場合は、速やかに情報管理部門 に報告しなければならない。

(仮想通貨関係情報を提供しての勧誘等の禁止)

第 12 条 役職員は、利用者に対して<u>仮想通貨</u>関係情報を提供又は利用して、<u>仮想通貨</u>関連取引の勧誘をしてはならない。

(自己売買の禁止)

第13条 会員は、その業務に関して取得した仮 想通貨関係情報を利用して、自己の計算 において仮想通貨関連取引を行ってはな らない。 2 会員の役職員は、その者の職務に関して 知った暗号資産関係情報を利用して、自己 の計算において暗号資産関連取引を行って はならない。

第4章 情報取得者に対する対応

(情報取得者登録)

第14条 会員は、利用者からの申告又は会員が入手した情報により特定された情報取得者及び情報取得者である蓋然性が高いと認められる者(以下「情報取得者等」)について、当該者が情報取得者等である旨を利用者情報(「暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則」第7条第1項に定めるものをいう。)に記録しなければならない。

(取引の報告等)

- 第15条 会員は、情報取得者等から、当該情報取得者等が保有する又は保有する蓋然性が高いと認められる暗号資産関係情報に関係する暗号資産に係る注文が行われた場合には、その内容を「暗号資産交換業に係る不公正取引の防止に関する規則」第3条に定める取引審査部門(以下「取引審査部門」という。)に報告しなければならない。
 - 2 取引審査部門は、前項による報告を受けた場合には、情報取得者等による取引が、 当該情報取得者等自身又は第三者の利益 を図ることを目的として暗号資産関係情報を利用した取引(以下「暗号資産関係情報利用取引」という。)に該当しないかを確認しなければならない。

(取引の謝絶等)

第16条 会員は、前条第2項の確認の結果、情報 取得者の取引が暗号資産関係情報利用取 引である又はそのおそれが高いと判断し た場合には、当該利用者への注意喚起、当 該取引に係る注文の謝絶、当該利用者との 取引の停止など、適切な措置を講じなけれ ばならない。 2 会員の役職員は、その者の職務に関して 知った<u>仮想通貨</u>関係情報を利用して、自 己の計算において<u>仮想通貨</u>関連取引を行 ってはならない。

第4章 利用者管理

(内部者登録)

- 第 14 条 会員は、<u>次</u>の各号に掲げるいずれかの 方法をもって内部者を特定しなければな らない。
 - (1) 利用者から申告を受ける方法
 - (2) 会員が入手した情報により特定する方法
 - 2 会員は、特定した内部者の情報を利用 者情報(「利用者の管理及び説明に関す る規則」第7条第1項に定めるものを いう。)に記録しなければならない。

(取引の報告等)

- 第15条 会員は、内部者から、当該内部者に関係する仮想通貨(以下「関係仮想通貨」という。)に係る仮想通貨関連取引(以下「関係仮想通貨取引」という。)の注文が行われた場合には、その内容を「不適正取引の防止のための取引管理体制の整備に関する規則」第3条に定める取引検知部門(以下「取引検知部門」という。)に報告しなければならない。
 - 2 取引検知部門は、前項による報告を受けた場合には、内部者から当該仮想通貨関係取引が関係仮想通貨に関する仮想通貨関係情報に基づく取引ではないことその他取引の適正性について確認しなければならない。

(取引謝絶)

第 16 条 会員は、内部者による関係仮想通貨取引 の注文が明らかに内部者取引(不適正取引 の防止のための取引審査態勢の整備に関す る規則第 5 条第 2 項第 4 号に定めるものを いう。)であると認められる場合には、当該 注文を受け付けてはならない。